

第 1 回勉強会にて明らかにされた制度的課題・意見

1. 知的障害者の「定義」と「認定数」に関する国際的な比較

2. 障害者の高齢化・長寿化に伴う、親亡き後の障害者の生活保障の問題

3. 施設入所に伴う寄付金強要の問題

4. 国、都道府県庁、市区町村間における政策の乖離

概要) 障害者と直接相対する市区町村レベルでは、24 時間対応可能な施設の必要性を理解し、建設を進めたいと考えている。しかし、都道府県庁以上のレベルになると、24 時間対応型の入所施設などの建設に難色を示す現状がある。

事実、東京都内では、行き場のない障害者に都外施設を紹介するだけでなく、茨城県の民間入所施設まで紹介している現状がある。

5. 障害者が就労をした場合に、障害基礎年金が打ち切られる問題

概要) 障害者が就労支援を利用して収入を得た場合、障害基礎年金が打ち切られてしまうケースが生じている。結果として、就職が成り立たず、施設内に待機してしまっている。

厚労省は、年金支給は障害の状態で判断されるので就労即年金打ち切りにはならないと説明されたが、現実には「働ける場合には年金を支払わない」運用がされている。

6. 地方特有の障害児支援の問題（特別支援学校の不足）

概要) 静岡県 A 市の特別支援学校が定員オーバーであり、入学希望の方に対して、隣接市の特別支援学校の入学を勧めることとなった。

しかし、隣接市といっても、約 60 km 程度離れており、現実的に通学が不可能な状況がある。都心部と地方における現実的な距離感の認識の差異は大きく、地方特有の問題点を考慮してもらいたい。

7. 就労継続 B 型における工賃算定基準の特例措置の問題

概要) 就労継続 B 型においては、障害者の平均工賃によって事業者の報酬が決定される。現状、「就労継続 B 型以外の支給決定を受けて他の生活介護等の日中サービスを利用する者は、工賃算定基礎から除外する。」との通知・運用がなされている。(週 2 日は就 B、3 日は生活介護のケースなど)

しかし、人工透析を受けている障害者は、上記通知の対象外であるため、週 3 日が人工透析・2 日が就 B 利用のケースでも平均工賃の算定基礎に含まれてしまう。事業所としては、そのような利用者の受入れを躊躇せざるを得ない。

8. 社会福祉法人間の競争原理を導入すべきとの意見

概要) 現状の補助金頼みの制度では、社会福祉法人間での競争が生じず、活発な支援議論や支援技術の向上がなされない。同じ一律の制度の中でやろうとすると、積極的に頑張る法人が生まれにくく、結果として受け入れを拒否される重度の障害者が生じてしまう。

社会福祉法人同士の競争の中で、支援の質が向上するような制度を導入していただきたい。

以上